

## 地域計画

策定年月日	令和7年3月17日
更新年月日	令和8年3月18日 (第2回)
目標年度	令和13年度
市町村名 (市町村コード)	伊豆の国市 222259
地域名 (地域内農業集落名)	大仁地区 (吉田・中島・神島・小室・後山・三福・田京・御門・白山堂・守木・宗光寺)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	57.6 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	57.6 ha
② 田の面積	40.9 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	16.7 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

## (2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、大仁西部に位置し、狩野川右岸の平坦地を中心とした白山堂、宗光寺、神島集落等の水田地帯と田京集落の丘陵地に広がる樹園地帯からなる。

水田地帯は、県営災害復旧土地改良事業等により基盤整備が行われ、水稻をはじめ、ミニトマト等の施設園芸を主体とする生産が行われている。樹園地帯では、主としてみかんの生産が行われているが、農地の大半が急傾斜地にある上、農業従事者の高齢化が進み、荒廃農地も増加傾向にあるため、新たな農地の受けての確保が必要である。

持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

## (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

平坦地の農用地は、県営災害復旧土地改良事業等により基盤整備が実施されているが、小区画のほ場が多く、さらに市街地に近いことから宅地との混在も進んでいる。

今後は、土地改良施設の適切な維持管理に努め、農地として確保・保全し、地産地消を柱とした安全・安心な農産物の生産を推進する。

また農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理機構への貸付けを進め、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	7 %	将来の目標とする集積率	80 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地中間管理機構の活用により、集約化を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとすべき必要な措置

(1) 農用地の集積・集団化の取組	
各地区の農業委員を主体に農地利用最適化推進委員と協力し、意向調査等を実施し、土地の自然条件、農用地の保有、利用状況、農業の実施状況等を把握し、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、農業法人等の担い手への農地集積を進める。□	
(2) 農地中間管理機構の活用方法	
ほ場区画の大型化による生産基盤条件の形成を生かし、有効利用や農地の集積・集約化を促進するため、地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、担い手農業者が連坦的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。	
(3) 基盤整備事業への取組	
県営災害復旧土地改良事業等により基盤整備を実施した水田地帯である。 今後も農業生産性の維持・向上と農業経営の安定化を図るため、担い手のニーズ(用水路の修繕や畦畔撤去による狭小区画の解消など)を踏まえ、必要な際は、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、基盤整備を実施する。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組	
小規模現況農家は担い手とともに地域農業を支える重要な役割を担っているため、県やJA等の関係機関と連携し、営農指導等の支援を推進する。栽培技術や生産する農地の相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開し、担い手農業者の確保・育成を図る。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
水稻栽培における植付から収穫に係る作業について、受託組織や地域の担い手への委託により合理化を図り、遊休農地の発生防止に努める。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、有害鳥獣駆除などの対策を効果的に実施する。
- ②米のブランド化や米価を上げる取り組みとして有機農業を推進していく。有機農業と慣行農業の共存を目指すため、課題を把握し、検討を行う。
- ③水田において、ドローンを活用した共同防除などによるスマート農業を展開し、効率性を上げる。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、農作業用の駐車場などの農業用施設の集約化を進める。

